

# 平成22年度分 住民税の住宅借入金等特別税額控除が変わります

これまでの税源移譲に伴う経過措置としての制度とは別に、平成21年から25年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける人を対象に、所得税の額から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、翌年度分の住民税（所得割）から控除する制度（最長平成35年度まで）が創設されました。

また、平成11年から18年末までに入居した人で、これまで「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出していた人については、平成22年度分から原則として申告の必要がなくなりました。

## 対象となる人

所得税で住宅ローン控除の適用（特定増改築などに係る住宅ローン控除は除く）がある人のうち、次の①と②の両方の要件を満たす人

- ①平成11年から18年末までに入居した人、または平成21年から25年末までに入居した人
- ②所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある人

※次のいずれかに当てはまる人は適用されません。

- ◎年末調整や所得税確定申告の結果、住宅ローン控除の適用前に所得税がかかっていない人
- ◎個人住民税の賦課期日（平成22年度の場合）は平成22年1月1日）以前に亡くなった人
- ◎平成19年から20年末までに入居した人（所得税で控除期間を15年に延長する特例の選

扱が設けられているため、住民税から控除できません）

## 控除額の計算方法

住民税から控除できる金額は、次の①または②のいずれか少ない方の金額です。

- ①「前年分の所得税の住宅ローン控除可能額（※1）」から「住宅ローン控除適用前の前年分の所得税額」を引いた額
- ②前年分の所得税の課税総所得金額など（※2）の5%（限度額9万7千500円）

（※1）所得税の住宅ローン控除の適用が複数ある人で、平成19年・20年入居分の住宅ローン控除があった場合は、それがなかったものとして計算した住宅ローン控除可能額

（※2）課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額

## 手続きの方法

市区町村への申告は不要です。毎年3月15日（平成22年度は平成22年3月15日（月））までに所定の手続きを済ませておいてください。

- ・入居を開始した年の分：所得税の確定申告
- ・入居2年目以降の分：勤務先での年末調整。確定申告が必要な人は、所得税の確定申告。

※事業所から市役所へ提出される給与支払報告書（受給者交付分は「源泉徴収票」です）や確定申告書に、住宅ローン控除可能額や居住開始年月日の記載がない場合は、控除の対象にならないことがありますのでご注意ください。（交付された源泉徴収票に記載もれがある場合は、勤務先へ差替えを依頼のうえ、税務課へご連絡ください）

※平成11年から18年末までに入居した人で、退職所得・山林所得がある場合は、所得税の確定申告書とともに「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、控除額が有利になる場合があります。住宅借入金等特別税額控除申告書は、市の税務課・玉名税務署に用意しています。

「問」税務課 ☎ 63・1342

# 農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。  
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かすことが重要です。  
こうした観点から農地法等が改正されました。

## 新しい農地法等はこうなります!!

### 1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!
- 市町村等が農地所有者に代わって農地の借り手をさがす事業が創設されます!

#### 農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

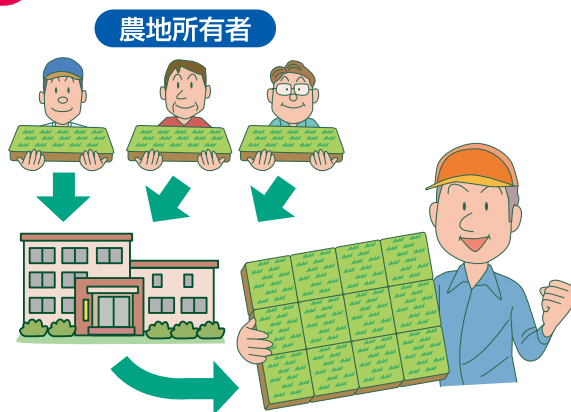
農作業  
常時  
従業者

農業  
生産法人

+

農作業  
常時従業者  
以外の個人

農業生産  
法人以外の  
法人



### 2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられます!

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



### 3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うこととなります!
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が貸し借り等のあっせんをします!

